

地域密着型サービス事業所における運営推進会議等の適切な実施について

◎ 運営推進会議（介護・医療連携推進会議）の設置

地域密着型サービス事業所においては、運営推進会議等の設置が義務付けられています。

○運営推進会議等の目的

地域との連携や運営の透明性を確保するため、事業所が自ら設置するもので、提供しているサービス内容等を会議で明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」等を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的としています。

○運営推進会議等の主な議事（報告）内容

- 利用者数や要介護度等利用者の状況
- サービス提供状況、イベント等の開催状況
- 事故やヒヤリハットの件数、発生状況と今後の事故防止に向けた取組方針、改善策の報告
- 介護職員等への研修等質の向上に向けた取組の報告
- 利用者の健康管理に係る取組み（熱中症、感染症の予防、防止策）
- 防災の取組みに関する報告
- 地域との連携（地域の祭りや避難訓練の相互参加等）の取組に関する報告
- 自己評価や外部評価の内容検討

※事業所は、これらの運営状況等について報告するとともに、会議の参加者からは、事業所への評価や必要な要望・助言等を受けると、できる限り双方向的な会議としてください。

◎ 運営推進会議及び介護・医療連携推進会議

	運営推進会議	介護・医療連携推進会議
対象サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型通所介護※ ・認知症対応型通所介護※ ・(看護)小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
開催頻度	概ね2ヶ月に1回 ※<通所介護>概ね6ヶ月に1回	概ね6ヶ月に1回
構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者、利用者の家族 ・地域住民の代表者(町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等) ・市職員または地域包括支援センターの職員 ・当該サービスにおいて知見を有するもの等 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者、利用者の家族 ・地域住民の代表者(町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等) ・地域の医療関係者(地方医師会の医師等、地域の医療機関の医師や医療ソーシャルワーカー等) ・市職員または地域包括支援センターの職員 ・当該サービスにおいて知見を有するもの等
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く。 〔(看護)小規模多機能型居宅介護〕 ・事業所自己評価でまとめたサービスの内容や課題等について、会議に報告し、評価を受けることで、新たな課題や改善点を明らかにするとともに、地域包括ケアの中での役割を明らかにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く。 ・地域における介護及び医療に関する課題について関係者が情報共有を行い、介護と医療の連携を図る。また、会議において、評価を受けることにより、新たな課題や改善点を明らかにする。
記録の作成・公表	会議の報告、評価、要望、助言等の記録を作成し、公表する。	会議の報告、評価、要望、助言等の記録を作成し、公表する。

◎ 運営推進会議等への市職員等の参加

運営推進会議の構成員として、「市町村の職員又は地域包括支援センター職員」が位置付けられており、宮崎市では、市の職員（各ブロックの生活支援コーディネーター等）又は地域包括支援センターの職員が出席することになります。
※地域包括支援センター職員の業務が増加しており、また、平成28年4月1日の法改正による対象事業所数が大幅に増加していることもあり、全ての運営推進会議への出席は難しい状況です。運営推進会議の年間計画表をご提出いただき、おおむね1ヶ月前までには日程等調整を行うなど、早めのご連絡をお願いします。

また、市の職員又は地域包括支援センターの職員が業務の都合などにより出席できない場合は、必ず会議の資料や議事録を地域包括支援センターに提出してください。

◎ 運営推進会議等の留意事項

- 事業所の指定申請時には、運営推進会議が既に設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要である。
- 会議の構成員は概ね4人以上とし、その過半数以上の出席をもって、成立する。
- 市の職員又は地域包括支援センターの職員が会議に欠席の際には、議事録等にて報告書の提出を行うこととする。
- 運営推進会議等の効率化や、事業所間のネットワーク形成促進の観点から、下記の条件を満たす場合は、複数の事業所の運営推進会議等を合同で開催することが可能。
 - ア 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報プライバシーを保護すること
 - イ 同一の日常生活圏域内であること
 - ウ 合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議等の開催回数の半数を超えないこと
 - エ 外部評価を行う運営推進会議等は、単独で開催すること
- 運営推進会議等の記録については、事業所からの活動状況報告だけではなく、構成員からの評価、要望、助言等も記録すること。また記録は2年間保存すること。
- 記録については、個人情報の取扱いに十分配慮した上で、広く公表すること。
 - （例）・事業所内でファイル等に綴り、自由に閲覧できるようにする。
 - ・すべての利用者の家族に対し、運営推進会議の記録を配布する。
 - ・事業所のホームページ等に掲載する。
- 運営規程内に「地域との連携等」についての条文を確認し、必要があれば追加・変更する。

◎ その他

地域住民の代表者（町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等）の方々には、運営推進会議等への出席をご理解していただくために、丁寧な説明をお願いします。また、事業所等が自治会の賛助会員として、地域連携に参画する方法もあるようですので、ご配慮いただきますようお願いします。